

奄美市世界自然遺産プラットフォーム公民連携会議の傍聴について

公民連携会議の傍聴について、①傍聴席に入ることができない者、②傍聴人の守るべき事項等につきましては、以下のとおり奄美市議会傍聴規則に準拠いたしますので、傍聴人の皆様には順守していただきますようお願い申し上げます。

（傍聴席に入ることができない者）

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （１） 銃器その他危険なものを持っている者
- （２） 酒気を帯びていると認められる者
- （３） 異様な服装をしている者
- （４） 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （５） 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- （６） 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- （１） 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （２） 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- （３） はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- （４） 帽子、外とう、襟巻、傘、携帯電話、電子辞書の類を着用又は携帯しないこと。ただし、病気その他の理由により座長の許可を得たときは、この限りでない。
- （５） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （６） みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- （７） 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（係員の指示）

傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

傍聴人が上記に違反するときは、座長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。